

ンチャゴを砲撃し始む、各艦は海岸より一哩の四分の一許りなる距離に近づきて東西に整列し、砲弾をして高さ壁涯を越へて飛ばしむ、此壁涯は海濱に連下して内地の方五哩を隔つる市城を蔽ふ、砲撃は一時間程繼續せり、ブルックリン號が八吋口径砲より三十五發の彈丸を放射せる後、艦隊司令官シライは發彈の皆市城に達する能はざりしを知れるが故に同號の發砲を中止し、他の軍艦をして長距離彈着の砲門を用ゐて毎二分時に一彈を放たしめたり、然れども海岸よりの信號は各彈皆一千呎許り手前に落ちて、西軍の位置より稍や右方に傾けることを告ぐ、薄暮米艦は發砲を休む、シライは是間だに一艘の端艇を派し、シッタル將軍に問はしむるに同將軍が砲撃の夜を徹して繼續するを欲するや否やを以てせり、後に及びて艦隊司令官シライは自己がシッタル將軍の希望せし砲撃が何の目的に出でしやを解せざりし由を述べ、同司令官は最初より自己が市城を砲撃し得るや否やを疑へり、彼は市城の位置を確知すると同時に米軍を害せざることに注意せざるべからざりき、彼は各艦の重量を減じ之を浮揚げて大砲の位置を高めたりと雖も、矢張發彈の市中に落ちる能はざるを驗知せり、發彈は五哩以上の彈着力を有

せるに相違なし、而も且つ高壁を超越して右の距離を飛行するは其位置至て高からざれば能はざりし所たり、
十一日朝アングワードレス沖の米艦は再び砲弾を發射す、今回は距離と位置とに多少の變化ありしがため、彈丸は幾個となく市中に落ちて諸所に出火せり、陸上の米軍は海軍が砲撃をなせる間だに其陣列を延長し、午後には哨兵線を張りてサンチャゴより他に通する一切の道筋を警備し、西兵をして得て逃るゝこと能はざらしめんとせり、是日艦隊の砲撃中米軍砲兵は市城に面せる丘の頂より敵壘を臨みて發砲せるも、西兵は唯々微弱の應戦をなせしのみ、
十二日砲撃の日中途繼續したる後、米國海軍は一齊に發砲を中止しぬ、雖も米軍より送れる休戦旗は無條件降伏の勸誘書を齎らして西軍司令官の許に達せり、此勸降使命は市城が全然米軍の藥籠中に在ること、米軍の何かにして救済すべきかを知らざる一萬八千の避難市民が飢餓に迫れることを指摘す、西軍司令官トール將軍は暫時確答を猶豫し、自己が本國政府の訓令を仰ぐため其旨をマドリッド府に申送れる趣きを陳ぶ、

是日マドリードの政府はトール將軍の公電に接して直ちに内閣會議を開けり、會議後大臣等はサンチャゴ再び勦降せられたるも政府は之を排斥せりと公言す、十三日の夜ロートン將軍は五百マイル程前進し、米兵一聯隊は西軍の砲臺を突撃し得る一個所の位置を占めたり、艦隊司令官シライは端艇を送りて海底水雷を引揚げしめむと欲したれども其目的を果し得ず、旋條銃携帯の西兵五千がモルロ堡壘の背部より發射したる銃丸は、充分能く外部の方なる敷設水雷の位置に達したればなり、

是日シフタル將軍は西國將校の竊かに來降するもの少からざる由を華盛頓府に通報す、同將軍は又參謀長 (Adjutant General) に打電して、今月一日及二日の戦闘中に於ける米軍の死傷に關して完全の調査を遂げたるに、死者は將校二十二、兵士二百八、負傷者は將校八十一、兵士千二百三、行衛不明の分は兵士七十九なり云々と述べ、是より先き即ち十一日に於て米國陸軍司令長官マイルス將軍はサンチャゴ沖に達せり、同將軍は上陸後衛生法のためシボニを焼拂ふことを命ず、黃熱は已に米兵中に現はれたり、

十三日に於て米國陸軍省は同日サンチャゴ附近シフタル將軍の本營より參謀長宛にて達したる左の特報を公にせり、
唯今訓令は些少も變改しがたしとの貴電に接す、余はトール將軍と一時間半の會見を遂げたる上、明日正午迄休戦を延期することに決せり、余は同將軍が宜しく自ら降伏の利害を熟考すべきこと、其到底無事に遁逃し得るの望なく且つ戦を繼續すべき權利なきことを語り、余は自ら強き感化を同將軍に與へたりと信じ、又同時に裏情より其降伏せむことを希望す、彼れ若し勦降を拒まば余は明日正午余の左右する全體の砲門を以て之に臨む、余は其時こそ十三時燄裂彈を雨注して市城を撃壊せむと待構へつゝ、ある我海軍の勢援を得む、
此報より稍や後れてブラーヤ、デル、エステの陸軍司令部よりマイルス將軍が陸軍大臣宛にて發したる特電は左の如し、

シフタル將軍、フウィーラル將軍、及トール將軍が臨席せし陣中會見の際、トール將軍は政府の命を待たずして勝手に諸般の事を取極むる能はずと雖も、自ら撤退し且つ海港、軍器、及東部政馬を引渡すべき命令には接したりし趣を述べ、同

將軍は其兵を西國に送還せむとする我國の申出に對して、本國政府の返電を得むとするに付き、明日せで確答の猶豫を與へよ、と懇請せるを以て余は之を許せり、

サンチャゴは終に降りぬ、トール將軍は重ねてシヤタル將軍と會見し、自由退還の條件に於て降伏するを確約せり、降伏區域は南に於てアスセルラデロより北はパールマ、經由サーグーに至る一帯の地と、西班牙の第四軍を含める東方攻馬全體に及び、雙方の委員は確實に結約するため十四日午後二時三十分を以て會合せり、而して降伏の儀式は十七日を以て執行せられたり、シヤタル將軍が同日華盛頓府に打電せる所に曰く、

余は米國を旗が此時(正午十二時)サンチャゴ政廳の高屋に翻りたるを公白するの名譽を有す、無數の人民は傍觀し、騎兵一中隊、歩兵一聯隊は捧銃をなし、一群の樂隊は國民的軍歌を奏し、一臺の輕砲臺よりは二十一發の祝砲を放つ、

地方廳は完全に秩序を維持せり、戰の餘弊は至て大なれども市内には病疫頗る鮮く、黃熱の如きも皆無なり、海軍大將セルヴラが遺棄したる一隻の小艦と二百

内外の水兵は余に降り、港口の障礙物は目下取除中なり、

余は市内に入りて始めて敵が防禦の術を盡したることを發見せり、西兵若し最初の如く戦ひたらむには、余は是市を攻落すために五千の兵を殲したるならむ、今日拂曉西軍の歩兵隊は遞次兵器を兵器庫に積込み始めぬ、余は一隊の衛兵を此兵器庫に附せり、午前九時トール將軍は正式的に其場所並に貯藏品一切を引渡せり、

紐育ヘラルド新聞に達せる特報に依れば又以て當日降伏の儀式を覗ふに足れり、該特報に曰く、

トール將軍の兵は米軍整列の中間に進入して其兵器を組合せぬ、西兵中には此時潑然として嗚咽せる者ありき、然れども多くは満面喜色を湛ふ、大寺院の鐘は鳴れり、西兵が兵器を抛擲せる時の儀式は傍觀者をして一種の得て忘るべからざる感想を抱かしめたり、シヤタル將軍と各師旅團長と參謀將校とは一隊の騎兵に護衛せられ、トール將軍及參謀將校は一百の撰拔兵を従へたり、雙方の喇叭手は息を限り、喇叭を吹き、互に敬意を表せり、シヤタル將軍は一先づト

トラル將軍の佩剣を受取れるも更に之を返附せり、城壕の邊に整列せる米兵は此儀式の見證人たり、

正午米崗を族は一萬の人衆の目前に於て政廳の上に騎されたり、政廳は古代ムール風の莊麗なる建築物にして、市内第一の公園「プラザ、デ、ラ、レーナ」に面せり、政廳と對峙するものを基督舊教大寺院とす、政廳の一側面にはサンガロス俱樂部あり、奇しく且つ華やかに「ベンキ」塗りし且つ廣き廊下を有す、他の側面にも之に等しき家屋あり珈琲店なり、歩兵第九聯隊は第六騎兵隊附樂隊を前列に立て「プラザ」即ち公園を横断して集り、宮殿の正面に向へる街道には第二騎兵隊撰抜兵の抜剣して整列せるあり、樂隊と騎兵隊の中間なる敷石の上にはシッタル將軍と各師旅團長と各參謀將校は立てるなり、政廳の赤き屋根の上には大尉マキトナックとミツリ及フウ、イラルの兩尉官は立てり、彼等の頭上には「アルフォンソ十三世萬歲」を畫して輝ける西國の紋章を畫きし一旗の旗幟を竿頭に掲げたるあり、或はサンガロス俱樂部の廊下の欄干に憑り、或は各戸の便宜なる窓と門口に集り、或は平屋の屋根に立ちたる多數の市民、主もに婦女及非職聞者は此光景を傍觀

し得たり、

古き大寺院の鳴鐘十二時を報せる時、歩騎兵は皆銃器を捧げぬ、各個の米兵は孰れも脱帽せり、大尉マキトナックは星と線とを畫きたる合衆國の國旗を掲げぬ、國旗の開きし一刹那に騎兵隊附樂隊は「星を散せる軍旗」の譜を奏し、大尉カプランの砲臺よりは二十一發の砲を放ち、其聲遠く静寂なる熱帯地の空中に轟く、右樂隊の奏樂終れば、米軍整列の各方面より、各個聯隊附樂隊の奏樂と兵士の濼濁なる歡呼とは、空中に浮める如き調子にて耳底に徹す、歩兵隊は銃器を整頓せり、慶時にして軍旗は翻されたり、是時樂隊は「旗の周圍に馳集れや健兒等よ」の樂譜を奏し、奏し終ればマキビン將軍はシッタル將軍を祝して三回の歡呼をなし、樂隊は引續きて「星と線とは長へに」の譜を奏しぬ、儀式の終るに及びシッタル將軍及參謀長等は、臨時武斷知事に指定せられしマキビン將軍に該市一切の支配を委任して各々其陣營に歸れり、米軍第九及第十三歩兵聯隊は秩序を保持せむがため市中に留る、西兵は本國に撤退する迄米軍整列の外部に於て野營を張るこ

或は曰く、米西兩國の將校は是際互に立交はりて毫も隔意なく勝手に對話し、ト
 トラル將軍の如きは平氣に談笑しつゝ、彼等の間を巡り歩めり、シヤタル將軍
 フウィーラル將軍並に列席の米人等は孰れも皆西兵が捧銃をなし、樂隊が「星を散
 せる軍旗」の譜を奏したる際に脱帽せり、トーラル將軍及參謀等も非常の厚禮を
 以て脱帽し、該奏樂の終れる迄は同一の姿勢を保てり、
 二國の兵士は又互に親めり、西兵は數百人づゝ群をなして米軍の砲臺内に入來
 り、携帶せる葡萄酒壺を米兵に贈れり、米兵は返禮として其所持せる品を與へた
 り、多分軍用「ピスケット」位たりしならむ、彼等は互に握手したりき、當日稍や後れて
 米軍の輜重馬車は西兵に九萬封度の口糧を配附す云々、
 サンチャゴは眞に悲惨を極むるの狀態に陥れり、何れの家屋も貯藏の財物と食品
 とを掠奪せられ、人民は些少たゞ口腹を充すべき方法を待たず、街道にても城塞にて
 も刺鉤ある鐵條の塔に沿ふても、將た又平地に於ても、西國人の生ける骸骨を看取
 せり、米兵の「困窮」は決して西兵の如く甚々しきに至らずと雖も、矢張り糧食雨具等
 の不足せると、一般軍事上の手當が不行届なりしとのため一方ならず惱み居れり、

西軍常備軍の戎器は該軍の撤退と同時に米軍より之を遑附すべきも、志願兵の分
 は沒收して返還せざること、せり、華盛頓府の參謀長は十九日夜十一時シヤタル
 將軍より達せし左の電文を發表せり、

余の銃砲長は今日七千挺の旋條銃及六十萬個の裝彈を收容せしことを報す、港
 口には口徑六吋許りにて近代の製造にかゝる澤山の太砲あり、而して二臺の山
 砲々臺と、十五門の古き青銅砲を列ねたる一臺の祝砲を臺とはあるなり、是等は
 悉皆取外しの上收容に着手中なり、

シヤタル將軍は又トーラル將軍より十八日を以て引渡せる俘虜西兵の總數は二
 萬二千七百八十名に達すれば、其戰鬪力が自己の兵に比して遙かに優勢なりしこ
 とを報告す、米國の海軍が是際サンチャゴ港内にて捕拿せる軍艦の中には、砲艦カ
 ノチロ號と、メクシゴ號、ルーナ、デ、ロース、アンジェルス號、モンテラ號の三汽船と、外に
 一艘づゝの汽船及風帆船とあり、總體の價格は二百萬弗位なり、
 米軍はモルロ保堡並に全體の壘壁を吟味したるに、一として砲撃のために多少の
 損害を被らざりしはなく、防備は世に借せられし程堅牢ならずして、重砲も亦意外

に少かりしとのことなり、米軍は海底水雷を引揚げて之を爆發せしめぬ、水雷も想ひし程には多からざりしと云ふ、
 玖馬上陸後に於ける米軍の死傷總數は戰死將校二十一、同兵士二百二十五、負傷將校九十八、同兵士千四百八十六にして、行術不明は八十四なりしが皆訓練兵なりき、負傷者の中六十八は死亡せり、
 トーラル將軍は人に語りて、六月二十四日新馬調敵兵並にヤング將軍の麾下の一部が激戰せる時、實際防戰せる西兵は二千に達せざりしが、其中二百六十五を失へりと言ひぬ、同將軍は幾何の西兵がエル、カーチー及サンチャゴにて戰死せるかを語る能はずとして、軍に『莫大なりき、莫大なりき』と答へたり、

第二十一篇

馬尼刺市總進擊並降伏

米軍は馬尼刺灣の海戰以後未だ容易に市城の敵を敗ること能はざりしが、構和談判着手中八月十三日に及び、メリッド將軍はデーイー將軍と陸海力を協せて之を攻撃

することに決し、最初陸兵は艦隊の發砲漸く終りたる頃、徐ろに前進して敵壘を奪はむとする計畫なりしも、後ち故ありて此計畫を一變し、艦隊と同時に發砲しながら敵壘に迫るべしとの軍令は陸兵全體に傳へられぬ、是に於て陸兵は一名毎に二百發宛の裝彈と二日間の糧食を携帶し、午前六時三十分雷雨を冒して野營を發せり、アンダルソン將軍はメリッド將軍の命令せる場所に部下の旅團を配置し、左翼戦列にはマカソル將軍の第一旅團に屬せる砲兵八個中隊(Battery)ありて放列を布き、背後に豫備砲兵三個中隊を控へたり、海濱に達する道筋の砲臺にはグリーン將軍の第二旅團に屬せる砲兵七個中隊ありて之に據り、又別に三個中隊を豫備とせるなり、

八時四十五分頃、艦隊は運動し始めたり、オリムピヤ號その導首となりて巡洋艦ローリ號及び砲塔艦ベトル號之に次ぎ、海防甲鐵艦モンタレー號はポールチモール號、チャールズトン號及びポストン號と共に豫備艦隊を形づくり、捕獲小砲艦カールラオ號及び大艇パールセロ號は濁浪猛濤を破りて竊かに沿岸に近づきぬ、此際陰霧濛々として時に各艦の所在を辨せざることありき、九時三十五分に及びオ

リムピヤ號よりは海上二哩の距離を隔て、一個の巨砲をマーラーター城に放ち、ペトレン號、ローリ號及びカールラーオ號は海濱に近き分派堡(Detached fort)の一角を望みて速射砲を連發す、初め米軍は降雨のため市城の位置を知るに苦しみしが、暫時にして彈着漸く的確なるを得、敵兵又敢て防守する能はざるに至れり、城中よりは唯々少數の彈丸を放ちて微弱なる應戦を試みしのみ、グリーン將軍は發砲攻撃の始めれるより半時間を経ざるに、最早發砲を中止せよとの信號を艦隊に與へたれども、艦隊は陰霧のために之を解する能はざりしかば、將軍は復た艦隊の運動に介意せずして前進せむと決心せり、是に於てコロラード聯隊中八個小隊は前面の砲臺を躍り越へて沼澤の中に飛込み、西兵を距ること三百ヤード許りにて銃丸を連發す、是時より少しく後れて他の六個小隊は海岸傳ひに前進し、十一時頃、入江を徒渉して難なく右の分派堡を乗取り、大佐マコイは米軍の喝采裡に西國々旗を抛ちて自國の國旗を掲げたり、海上の艦隊は中頃、陸兵の海岸傳ひに進行するを望見して發砲を休めぬ、此砲撃は一時間に亘れるものにして、三十分の後ちグリーン將軍及び參謀は同じく海岸に

沿ふてマーラーター城の方に進み、未だ幾くならずしてマーラーターの外岩は米軍の占領に歸しにき、大佐スミスの率へたるカリフォルニヤ兵が同じく海岸より進み來れるに際し、米軍樂隊の國民歌はモーゼル銃發射の聲と相和して聞へぬ、既にして市の片隅とも稱すべき右のマーラーター及びエルミターの街道間に接戦起り、カリフォルニヤ砲兵一中隊は毅然猛突城壕より二百ヤード許なるルーチタと呼ぶ一場の空地に亂入す、是時一旗の白旗市城の東南角に翻る、グリーン將軍乃ち參謀將校と俱にルーチタを横断して東門の方へ馳せ行きしが、偶々サウンター、アーナーより引揚げし二千強の西班牙兵市城を指ざして近づき、叛軍其後を追蹶するに會す、城兵此有様を目撃して俄然カリフォルニヤ兵に發砲し死傷數名を出さしむ、退却西兵が漸く城壁の下に達せし頃、馬尼刺總督より書をグリーン將軍に載して評議のため來會せむことを請ひしかば、將軍は其旨を領して直ちに市城の中に乗込めり、汽船ザフロ號を一時の假本營に充てつゝ、ありしメリット將軍は豫期の如く白旗の揚がれるを看、フウチアル將軍をして旗手長グラムピと俱に先づ行きて總督と會

し、以て降伏の事を評議せしむ、此際多數の西兵は總督府附近に蝟集して評議の成行如何を待てり、午後三時メリット將軍は終に參謀數名を従へて城門に入り、ホーデテス將軍と面談の上、降伏條件を取定めたり、其の大要左の如し、

比律賓全島の降伏に同意す、現在將校の配下にある兵士を何等服務上の口約なく解散することをお約束す、米軍の取りし倉庫よりは、必要の供給をなすべく、若し不足あらば米軍之を補ふべく、西國兵士及市民の生命、財産は出來得る限り其安全を擔保すべく、兵士を西國へ送還する問題は華盛頓政府の欲する所に従ふべく、兵器を士卒に返附する問題はメリット將軍の一意に任すべく、銀行及び之に類似せる會社組織は合衆國の官命によりて變更するに非ざる以上、現在の規定の儘にて繼續し得べきこと、

斯くて西班牙兵は即夜皆兵器を抛擲し、馬尼刺市は未だ多く鮮血を濺がずして米軍の手裡に落ちたり、是れ蓋し總督の意最初より機宜を計りて降伏せむとするに在りしがためなり、旗手長グラムビが市城の西國旗を取りはづして新たに米國旗を掲げ、米軍の樂隊が『星を散らせる軍旗』の樂譜を吹奏し、歩兵一小隊が拳銃をなせ

るとき、悲憤の情禁する能はずして啼泣せる者は西兵中に多かりき、

メリット將軍は市城の降伏と同時に其旨を陸軍大臣アルジャルに報道して將來の處置に關する訓令を待てり、同將軍が米軍は叛軍と連合的に馬尼刺を占領すべきやを問へるに對して、陸軍大臣は大統領の命により、『決して連合的占領を行ふべからず、市と海と港とは米軍自ら之を保有すべきなり』と言ひぬ、メリット將軍は直ちに此訓令を實行することに着手す、

前馬尼刺總督アウグロスチーン將軍は八月五日己に其總督職をホーデテス將軍に譲りたるものにして、市城降伏の際には妻子と俱に獨逸巡洋艦カイゼリン、アウグスタ號に搭乘して香港に遁れたり、戰鬥中米軍は戦死者六、負傷者三十九を出だし、西軍の失へる所は明知し難しと雖も、婦女兒童の飛彈に害せられたるもの頗ぶる多かりしならむ、

第二十二篇

媾和談判及條約締結

西班牙國は自國の海軍已に全滅に歸し、サンチャゴ城亦防禦の術なくして米軍に降りしかば、斷然意を決して和を請はむと欲し、華盛頓府駐節佛蘭西國公使イム、カムボンの手を経て、合衆國大統領マキンリに右に關する正式の申込をなせり、イム、カムボンは七月二十六日午後大統領に面會して一時間程熟議したるが、右熟議の終ると同時に政府は左の公報を發布せり、

佛蘭西國公使は西班牙國政府のために、又西班牙國外務大臣の命を受けて、今日午後「白殿」に於て、戦争を終ふること並に平和を結ぶことを望める西班牙國政府の請乞書を大統領に提供せり、

合衆國外務省は間もなく西國の要請に對する自國提議の下書を作れり、而して合衆國の提議は其後ち之を西國代表者に知照することゝなれり、大統領は又内閣會議を開きて廟議を凝らせる結果、此際一層猛烈に戦はむとするの意を示すことゝせり、是に於てポールト、リーコー島侵攻の如きは媾和談判着手中なるに係はらず之を實行することゝなれり、

七月三十日佛國公使は再び「白殿」に於て大統領及外務大臣と三時間許りの會見を

遂げたり、イム、カムボンは媾和條件を談議するの權能に關して完全なる委任狀を所持し居れり、

西班牙國政府は竟に米國大統領より提議せる媾和條件の大部を容るゝことに一決し、答書を作りて之を佛國外務大臣の許へ差送りしかば、外務大臣は電文にて之を華盛頓府なるイム、カムボンに通じ以て大統領マキンリに傳へしめたり、是時米國政府は西國政府必ず條約原文に同意すべしと信じ、自國陸海軍に訓令して休戦を行ひ抗爭を中止せしむ、斯くして媾和假條約は八月十二日華盛頓府に於て米西兩國代表者の間に調印濟となれり、其條文は左の如し、

華盛頓府駐節佛蘭西國特命全權公使イム、カムボンは西班牙國政府より、又合衆國外務大臣ミスタル、ウリヤム、デーは合衆國政府より各々全權を委任せられ、次ぎの條文を取定めて之に署名す、是れ即ち西國政府が以下に數ふる問題に就きて同意せる個條を明記せるものにして、其目的は兩國間の平和を克復するにあり、

第一條 西班牙國は玖馬島の主權及び同島に關する凡ての權利を拋棄すべし、

第二條 西班牙國はポールト、リーコー島と、アインチリーズ諸島中、現時西班牙國の主権の下にある他の島嶼と、合衆國の撰むに任せたるラドローンズ諸島中の一島を合衆國に讓渡すべし、

第三條 合衆國は比律賓島の政治及び政体を取定むべき平和條約の締結を終る迄、馬尼刺の市と灣と港を占領し且つ保有すべし、

第四條 西班牙國は直ちに玖馬島、ポールト、リーコー島及びアインチリーズ諸島中現今西班牙國主権の下にある他の島嶼より撤兵すべし、
兩國政府は之がため各々此假條約の調印後十日以内に委員を指定すべし、
而して委員は前顯玖馬島及び他の隣近なる西班牙領島嶼より兵士撤退の特別事項を遂行することに關して互に同意する目的にて、此假條約の調印後三十日以内にハヅナに於て會合すべし、而して兩國政府は各々又ポールト、リーコー島及びアインチリーズ諸島中、現今西班牙國主権の下にある他の島嶼より兵士撤退の特別事項に關して互に同意するため、此假條約の調印後三十日間にサーン、フーアーン、デー、ポールト、リーコーにて會合すべき

他の委員を此假條約の調印後十日以内に指定すべし

第五條 西班牙國及び合衆國は各々自國のために、平和條約を取結ぶべき五名以下の委員を指定すべし、

委員は媾和談判及び條約の締結を遂ぐるために、遅くとも十月一日迄には、
巴里府に於て會合すべし、

此條約は兩國各自の憲法に基づきて批准を経べし、

第六條 一たび此假條約を締結して之に署名する時は抗戦を中止すべく、且つ兩國に於ては之がために、各々其政府より能くし得る限り迅速に陸海軍司令官に命令を下すべし、

此文書の末に記名調印せる下名等は華盛頓府に於て佛語及英語により正本二通を作る、

千八百九十八年八月十二日

右の條約原文(Protocol)によれば米國は慥かに西國が玖馬の主権を抛擲すること、
ポールト、リーコー島及び他の島嶼を割讓することを要求せるものなれども、比律

賓島割譲の一事に關しては未だ明言する所あらざりしなり、
 媾和假條約の西國々會に議題となるや随分激烈なる議論を醸せり、九月七日の衆議院の如きは劈頭第一に共和黨領袖セノル、サルメロンの演説ありて、サルメロンは政府が國會の賛同を経ずして華盛頓條約原文に調印せるは憲法を蹂躪せるものなりと論せしかば、首相サーガイスターは國會に要求して傍聴を禁せしめ依りて秘密討議を開くこととなりしが、三時間を過ぎし後ちカールロス黨、ロメロ黨、及び共和黨は議長に不都合の處置ありしとて憤激の餘り退場せる者多く、保守黨のみは打揃つて議場に留りたれども其領袖セノル、シルグヰラは大に政府專斷の廉を攻撃せり、而るに種々交渉の結果、媾和會議と關聯して領土の割譲を諾する所の法律案は衆議院及び元老院を通過するに至り、西國々會は十四日午後、を以て之を閉じたり、其開會日數は僅かに十日なりき、
 巴里府媾和會議に赴くべき合衆國の全權委員は前外務大臣デー、元老院議員、デヴィス、同フライ、同グレー及びフワイトロー、ライトの五名と定まれり、其中四名は共和黨にして一名は民主黨なるが、デヴィス及びフライは強硬主義を取るに適したる人

物なりき、委員等は十四日華盛頓府に集りて大統領の訓命を受け、翌日汽船カムバニヤ號に搭乗して歐羅巴に進航せり、西國の媾和全權委員はガールニカ、モンテロ、リオス、グイロールチア、アパールス、及びセレロ將軍の五名と定りしが、モンテロ、リオスは西國元老院議長たりし人にして同國委員中首席を占むるの資格を有せり、

米西兩國の媾和談判全權委員等は豫定通り十月一日佛國巴里府の外務省に於て第一回の會見を遂げたり、翌日を隔て、三日即ち月曜日に再び會合す、至難の問題は比律賓島に關するものたり、西國委員は是時米國が比島を征服し了せることを認むる能はずと論じ、且つ自國は將來容易に該島の政治を取行ひ得むとの確信を陳べたり、

十月七日兩國媾和委員再び巴里府にて會合し始めて眞成の談判に着手す、米國委員は第一に玖馬の事を取極めて次ぎにポールト、リーコー島に及ぼし、而して最後に比律賓島問題を議定せむと期せしなり、故に玖馬問題は之を概略に止めて進行せむと欲せしも、島債は西國之を負擔すべしと主張したるに就きて、西國委員は之

を拒み、且つ別に戦時品問題をも擔出せむとしたりしが、米國委員は其議を斥けた

り、
十月十七日の會見に於て米國委員は玖馬の主權を合衆國に移すべしとの西國委員の提議を容るゝことを非認せり、西國委員は玖馬が實際内亂の狀態に立ちて獨立を保つ能はざることを説きたれども、米國委員は自國が其主權を讓受けずして單に同島の秩序を回復維持することに盡力せざる可らざる旨を對ふ、西國委員は若し斯くせば眞に主權を掌握すると異なる所なけむと論じたれども、米國委員は決して然らずと對へたり、當日の談判は右にて終れり、

是より先き合衆國大統領は西部地方を巡遊して、親しく國土膨脹に關する一般人民の情想如何を視察したるが、二十二日を以て華盛頓府に歸り來れり、米西兩國媾和委員は其後引續きて文書談判を行ひ居りしも、抄々しく進行せざりしかば、二十四日に至りて此方法を一變し、主もに會談を用ふることにせり、同日兩國全權の相談するもの六時間餘に亘り、終りに米國委員より西國委員に向つて、西國は敢て他の要求をなすことなく、一先づ玖馬の主權に關する凡ての權利を抛

棄すべしとのことを議定せる、假條約中の一款項を受容るゝ意なきやを問へるに、西國委員は熟考の猶豫を得むことを希望したるがため、二十八日を以て重ねて會見するの日に定めたり、

而して該日の會議に於て西國委員は一種の覺書を差出し、西國は一時玖馬主權拋棄云々の款項を容るべきも、餘の全問題、就中比律賓島に關する談判は暫く之を後に譲らむことを切望すと陳べ、米國委員は翌日を以て之を諾することゝなれり、是に於て玖馬問題は米國の主張通りに落着し、且つポールト、リーコー島割讓の件は西國の最初より異議を挾まざりし所たり、

十月三十一日の會議に於て米國委員が比律賓島全体の割讓を要求せし時、西國委員は皆其意外なるに驚ける色ありしが、尋常通り之を筆記するの手續を履み、且つ時日を假借せられんことを請へり、合衆國の方にありては比島の主權を讓受くると同時に島債の幾部を負擔すべきも、同島市町村の負擔に属せざる西國の公債は如何なる性質と如何程の金高とに論なく、決して之を仕拂ひ若くは引受けざらむとせるものなり、但し戦費に對しては充分の辨償をなすの意ありき、

既にして西國委員は比島の割讓に係はる米國の要求は條約原文と矛盾するものなりとして之を排し、同時に該原文と一致せる事柄を議定せむことを米國委員に要求す、米國委員よりは十一月九日を以て回答を與へたるが依然比島割讓の事を主張して已まず、此際マドリッド府にては米國の比島割讓に係はる要求を不當なりとして一般社會の憤昂を生じ、獨露の兩國に於ても亦稍や人心を刺激する所ありき、然るに華盛頓政府は些少と雖も前きの訓令を變更する思念なく、重ねて自國の代表者に至急談判を終了すべきことを訓電せり、

十六日の會議に於ても西國委員は猶ほ華盛頓條約原文を楯に取りて比島主權問題を議することを拒み、單に同島將來の政治を評議協定するに已めむことを望めり、然れども談判の破裂を避けむと欲して該條約原文の解釋を他國政府に委託すべしとの提議をなせり、米國委員は次ぎの土曜日迄回答の猶豫を求めぬ、是時に方りて米國政府は陸軍動員の準備、及び軍艦の修繕等を怠らざれども、再び開戦に及ばむよりは、寧ろ二千萬弗乃至三千萬弗の償金を拂つて事の落着を看むに如かずとなせるものに似たり、

十一月二十八日に至り西國委員は米國委員に對して、自分等は華盛頓條約原文に關する自分等の解釋を維持すと雖も、兵力のために屈服し、而して之がため二千萬弗の償金を受領するの條件により、比律賓島、及びスール島の主權を抛擲することを諾すべしと公言せしが故に、兩國委員は直ちに精確なる講和條約文の起草に着手し、十二月十日を以て茲に之を締結せり、

合衆國大統領は自國代表者の歸着せると同時に、該條約の批准調印を終了せむと欲したれども、其國會に提出せらるゝや單に衆議院を通過せるのみにて、容易く元老院の批准を経ること能はず、院内多くの反對者ありて或以批准を拒まむとするの概ありき、然れども二月六日に及びて形勢頓に一變し、同院は出席議員三分の二以上三票の多數即ち二十七票に對する五十七票を以て平和條約を批准するの議決をなし、大統領は依て之に署名することゝなれり、而して西班牙國は固より自國の批准を拒むこと能はざる位置に立てるがため、平和條約は是際茲に確定したるものなり、兩國の議定せる所る大約左に述ぶるが如し、

西班牙國は玖馬の主權及び權利に係はる悉皆の主張を抛擲す、而して該島は西

班牙國の之より撤兵すると同時に合衆國の占領する所となるべければ、合衆國は是の如き占領の繼續する限り、國際法の下に於て此事實より生ずる人命財産を保護するの責任を負ふて之を盡すべし、西班牙國は合衆國にポールト、リーコ、島及び西印度諸島中自國主權の下に立てる他の島嶼並びにマリアナ諸島即ちラドローンズ諸島中のグアム島を割譲す、西班牙國は合衆國に比律賓諸島として知られたる島嶼を割譲す、合衆國は此條約批准交換の日より向ふ十個年間、西班牙國の船舶及び商品をして自國の船舶及び商品と等しく比律賓諸島の港灣に入ることを得せしむべし、

合衆國は此條約の調印と同時に、自國の支辨を以て馬尼刺陷落の際に捕擒せし西班牙兵を本國へ送還すべし、而して該兵士の兵器も亦之を返附することゝならむ、西班牙國は此條約の調印と同時に、悉皆の捕虜と、玖馬島及び比律賓諸島の叛亂並びに合衆國との戦争に係る國事犯にて逮捕若くは檻禁せられたる悉皆の人員とを赦放すべし、
合衆國も亦米軍の捕虜となれる悉皆の人員を赦放すべく、且つ玖馬島及び比律

賓諸島の叛徒の手中に落ちし悉皆の西班牙國捕虜を赦放せしむることに勉むべし、合衆國政府は此假條約の下にて赦放せられ若くは赦放せらるゝことゝなれる捕虜を自國の支辨にて西班牙國へ送還すべく、西班牙國政府は又合衆國玖馬島、ポールト、リーコ島若くは比律賓諸島へ、各々其郷土の位置により自國の支辨を以て前同様の捕虜を送還すべきなり、合衆國及び西班牙國は互に玖馬島最近叛亂の發端以後と現條約の批准交換以前とに起りたるやも計り難き、一政府若くは其市民若くは其臣民より他政府に對する各種の國民的及び個人的辨償を要求する悉皆の權利を抛擲す、其中には勿論戦費に對して辨償を要求する悉皆の權利をも含めり、合衆國は此約定の下にて抛擲せし自國市民の西班牙國に對する權利を審判して其事を落着せしむべし、

西班牙國が此條約によりて其主權を抛擲し若くは讓與する領土に生活する西班牙國臣民、即ち半島人種は斯かる領土に留り得べく又之を去り得べし、何れにせよ彼等は財産に關する悉皆の權利を保持し、斯かる財産若くは斯かる財産より生ずる利分を賣渡し若くは他に轉するの權利をも其中に含むものとす、彼等

は又工業、商業及び職務に従事するの権利を有することゝならむ、彼等は勿論其のためとして他の外國人に適用し得る法律に服従すべきものたり、彼等若し右の領土に滞在する場合に西班牙國の王に對する臣民の義務を守らむと欲せば、此條約批准交換の日より一個年内に斯かる決意を登録院に届出でざるべからず、若し此手續を誤れば彼等は爲めに該國王に對する臣民の義務を抛擲して其住む所の領土の人民となれることを認めらるゝに至らむ、

此條約によりて合衆國に割讓せられたる領土の土着住民が享受すべき市民權及び政治的境涯は合衆國々會に於て之を取極むることゝならむ、西班牙國が其主權を抛擲し若くは讓與する所の領土の居住者は信教の自由を得ることゝならむ、西班牙國が此條約によりて其主權を讓與し若くは抛擲する所の領土に住する西班牙人は、其居住する國に行はるゝ普通の法律に基づきて之が法廷の管轄に服することゝならむ、而して彼等は斯かる法廷に出で、斯かる法廷が所屬せる國の市民と等しく其權利を主張し得ることゝならむ、

玖馬島に於ても、ボシルト、ソーコ、島、此律賓諸島及び此條約批准交換の際に割

讓せられたる他の領土に於ても、西班牙人が得たる版權及び特許によりて保定せられし所有權は依然蹂躪せられざることゝならむ、右の領土の公安を害せざる西班牙國の科學的、文學的、技術的著作は、此條約批准交換の日より起算して向ふ十個年間、依然無税にて斯かる領土に採用せらるゝことゝならむ、

西班牙國は此條約によりて其主權を抛擲し若くは讓與せる領土の港灣及び諸點に領事館を置くの權利を有することゝならむ、雙方何れの政府も向ふ十個年間、入港税、航海免狀税、點燈税、及び噸税を含みて、悉皆の海關税に係はる同一の取扱を他政府の商船に與ふることゝ、猶ほ沿岸貿易に従事せざる自國商船に於けるがごとくすべし、此假取種は一政府より他政府に對して六個月以前に通知を與へおれば何時たりとも之を確定し得べし、

合衆國が此條約に於て負へる所の玖馬島に係はる責任は該島占領の期間のみに之を限る、然れども合衆國は斯かる占領の終はるや否や、島内に建設せられたる政府に勸告して斯かる責任を負はしむべし、

第二十三篇

米西戦争評論

戦争は兇害なり、其餘弊に苦むものは獨り交戦國のみにあらず、是を以て歐羅巴には夙に軍備を解きて戦争の起るを防止せむとする計畫ありき、而るに此種の計畫は寸毫の効力なくして戦争は愈々頻繁なるに至り、列強は汲々として軍備を増加す、十九世紀終末の舞臺は烈風腥雨の裡に閉づ、吾人何れの日か黄金時代の來るを待たむや、

然れども戦争なるものは古來往々邦國の關係を一變し、社會の組織を更革し、文明の普及に補益し、人類の進運に貢獻す、是の如き場合にありて戦争の得て缺くべからざるは疑を容れず、其弊の如き一隅一角より之を見れば頗ぶる憂ふべきの態あり、れども、世界大局の上より之を察するときは其利率る大に喜ぶべきものあり、米西戦争の起る、二國兵を動すこと數十萬、戦を交ふること半歲、其人命を殞し財帑を糜せるは尠少にあらざるなり、就中敗餘の西國は米洲に於ける最後の殖民地を

失ひ、東洋に於ける天然の大寶庫を奪はる、假令米國が此戦争の結果として得たる所の利益は西國の損せし所に反比する能はずとするも、玳馬島及比律賓島の人民は西國政府の治下にありて重斂拮据に悩みし時より頗る幸福なる状態に立つを得む、斯くして此戦争の影響は唯々にアーンチリーズ諸島の形勢のみならず、併せて東洋の局面を一變したるものにして、其れ或は將來大に東方亞細亞の進運を催開するに至るやをも測り難し、而るに這般の好機は其實東洋諸國が興亡盛衰を賭して然して後ちに期待すべきものなることを忘るべからず、

此戦争の是非曲直に關しては世上一定の公論なし、是れ畢竟開戦以前の事情が未だ普く世人に知悉せられざるに由るものなれば、予は本書發端の數語を以て特に其大要を記せり、然れども事の首尾を大觀するに非ざれば正邪分明ならざるものあるを以て、本篇に述するまで未だ敢て容易に斷案を下す所あらざりき、

抑も米國々會が兵力干涉の決議をなせるは、外交談判不調の結果として已むを得ざるに出でたる處置なるが、是の如き干涉は取りも直さず戦端を開始する所以にして、干涉の理由は直ちに之を開戦の理由と同視し得べし、今米國が干涉の理由と

1104
して西國の非點を數へし所を聽くに、曰く玖馬島の逆政、曰くウエテナルの農民殺滅策、曰く醫師ルーイス外、米民の不法檻禁、曰く沿岸警備の累、曰く貿易上の損害、曰く島政改革の違約、曰くメエン號の破壊と、何ぞ夫れ其名分の堂々たるや、翻つて西國を觀るに、西國は最初より戰意なく、單々米國の挑戦に至らざるなきにより、潛然起ちて之に應じたるものなれば、決して名分の美を街ふ能はざりしと雖も、自ら又一國の敵愾心を鼓舞すべき口實を見出すこと能はずとなさず、西國は玖馬叛亂の鎮定せざるは米國の後援あるに因るとなせり、米國が軍艦を玖馬の沿岸に派遣するは示威運動を試るなりとなせり、其島民救恤の事業に着手するは叛亂煽動の目的に出づるものなりとなせり、其島政に容喙するは自國の主權を侮蔑するものなりとなせり、西國の憤慨するところ固より其理なきにあらざる、然れども西國が數十年來苛政を玖馬の大民に施したるは蔽ふべからざる事實にして、米國が之に對して戒告を與へしは一再到非ざりしを思へば、米國の陰に陽に島民を勢援して、其交戰權を認識し其獨立を扶植せむとするに至れるは、道義の點より考ふるも國際上の慣例に照すも、決して非法沒理を以て目す可らざるものあり、

非干涉は國際法一般の原則にして、干涉は此原則の例外なるものなれども、歐洲の強國が亞米利加大陸の邦國に干涉することを非なりとして、斯かる強國の行爲を遮遏するため、干涉を行ふは、米大陸に適用し得る國際上の慣例たり、而して是れマンロー理説の精粹なりとす、此慣例に基づけば、干涉を是認すべき場合二あり、其一は自保を計るものにして、其二は他國政府が自ら其臣民を虐待する故にて異變の生せむとするを防止するものなり、而して米國の干涉は明かに後者の場合に相當するを以て之を國際法に背戻せるの動作なりとすべからず、
人或は米國の意識を忖度して、國土擴張の雄圖あり、外邦侵略の遠謀ありとなすものあり、然れども古今東西何れの邦國に論なく、苟も隆興の機運に際會して此種の謀圖を挾むざるものあるなし、其深く之を秘して容易に手を下さざるは、未だ之を選ぶるに足れるの名分を見出さざるに因る、實力内に存して名分外に立たば、千里師を出して人國を奪取すること古來皆然り、正義之を許さざるありと雖も、世論毎に之を許す、是れ豈に英雄男兒空しく春花秋月の間に醉生夢死せざる所以に非ずや、米國戰を宣して名分あり、其雄圖遠謀の有無は敢て問ふべき所にあらざる

なり、

然りと雖も米國若し單に其雄圖遠謀を逞くせむと欲して玖馬の獨立に藉口し、其實無名の師を起せるならむには、正義を重じ人類を愛し或は米國と利害の關係を異にせる邦國は大に其不當の罪を鳴らさざる可らず、而るに米國果して無名の師を起せるや否やは、唯々米國が開戦の當時に主張せる理由のみを一顧して速断すべきに非ず、宜しく其主張せる所を履踐せるや否やを待ちて之を論定せざるべからず、

米國は戦後の媾和條約によりて玖馬の獨立を保定し、敢て自ら之を併有することとなさず、是の如きは眞に最初の主張を貫き名分を全ふする所以なり、若し日清戦争に於て日本が朝鮮の獨立を扶植せるを義戦なりとなすを得ば、米國が玖馬の獨立を保定せむと欲して西班牙と開戦せるも亦義戦なりと謂はざるべからず、抑も米國が西國をしてポルト、リョー、島を割讓せしめ、又自ら二千萬弗を拂つて比律賓島を買受けたるが如きは、固より戦勝權によりて獲得せる所の利益たるに過ぎず、西國艦隊が馬尼刺灣及サンチャゴ沖にて前後二回的大海戦に全滅し、陸兵亦

連戦連敗してサンチャゴ城茲に降伏せる時に方りて、米軍の掌中に陥れるは實に玖馬島及ポルト、リョー、島のみにあらず、比律賓島、カロライン島、ラドローンズ島の如きも、須臾にして其占領に歸せむとせるなり、是に於て西班牙政府は抗戦の到底功なきに終るべきを慮り、竟にポルト、リョー、島及比律賓島の割讓を諾することゝなれり、されば米國が是等の土地を讓受けしは、尠も開戦の名分を毀損する所なきを知らむ、矧んやポルト、リョー、島は面積玖馬に比して頗る狭く人口固より稀薄なれば、到底其獨立を維持し得る望なきに於てをや、

次に米國が對外超然主義を抛擲して英國と同盟せるは、華盛頓の遺訓に背反して國本を危くする所以なりとの説あるべし、然れども米國は從來絶對的に外交超然主義を把持せるに非ず、米國の超然主義は其淵源を華盛頓の告別演説中に有し、華盛頓が「我國の位置は歐羅巴と隔離せるを以て我國をして之と異なる方針を取らしむるに適し居れり、中略、何かなる外國とも永久の同盟を結ぶを避けて自ら梶を操り行くは我國眞成の國策なり、特に正當防衛の態度を以て適宜の施設をなし、而して我國の本領を守ることに注意せば、非常の場合に際して一時外國と同盟する

ありと雖も其れ能く無事なるを得む』と論じたるは、平時外國と同盟するを不要なりとして之を避けしめむと欲するの意なれども、機宜に應じて攻守同盟を形造るが如きは固より不可なしと爲せるものなり、絶對的超然主義は決して米國の國是に非ざるなり、

又米國の戦後比律賓島及ポールト、ソーコー島を取り、特に戦役中布哇を合併して國土を膨脹せしめたるは、一見遽かに外邦侵略主義に傾きたるの概あり、然れども米國が建國以後國土を膨脹せしめたるは今回に始まるにあらず、單なる國土膨脹は必ずしも米國の國是と反する所なし、米國大統領中怱怱の聞ありしシェパードンの如きは、嘗て『我馬を合衆國の同盟中に加ふるは正に我國權を最高利益點に伸張する手段として已む能はざる所なり』と宣言せることありて、米國は現時必ず其獨立を認めざる可らざるに至れる我馬島に對してすら、古來已に是の如き方針を取らむとせることあり、故に國土膨脹は敢て米國の國是と背馳する所なきのみならず、米國は向後益々此膨脹主義を確持して進行するに至るべし、
夫の二國勝敗のごときは種々の事因によりて決せりと雖も、就中直接の關係あり

しものを出兵の難易と戰略及戰術の巧拙なりとす、開戦以前に於ける西班牙本國の常備陸兵は其數九萬五千許たり、之を合衆國該時の常備陸兵二萬七千餘に比すれば三倍強なり、而して西國は一朝有事の日に際して都合百三十二萬四千の訓練兵を徵集し得る餘地を存せり、合衆國に至りては非組織民兵即ち國民軍を徵集せば五百萬内外に達すべしと雖も、組織民兵は僅かに十一萬二千許を徵集し得るに過ぎざりき、斯くして西國は比較的多數の陸兵を養成し居れるに係はらず、其輸贏を争へるの地は遠隔なる二個の海島なれば兵食運搬の點に於て莫大の不便を感じ、之を近距離なる米國と較ぶるに難易日を同くして語るべからざりしものあり、是を以て我馬島守備の西兵は其數決して寡少なざりしも、糧食軍需品等の缺乏によりて著しく戰鬥力を減じ、且つ島内叛軍の敵に通じて背後を襲ふありしたため、米軍の上陸するに方りて之を阻撓し得る勢力なく、唯々退きてサンチャゴ城を堅守するの外、眞個の快戦を試ること能はざりき、又當時二國の左右し得たる海軍には太だ逕庭ありて、米國は一令直ちに十四五萬噸の軍艦を我馬及比律賓の近海に集め得たるも、西國は僅々八九萬噸内外の軍艦を派遣し得たるに過ぎず、米國軍艦

は構造及裝砲皆新式なりしに、西國軍艦には舊造に屬するもの多く、且つ善良の裝砲に缺乏し速力亦概して遲緩なりき、加之各艦は糧食薪炭の供給に不足して長途の航海に疲憊しぬ、是に於て一の艦隊は來若後間もなく馬尼刺灣に大敗し、他の艦隊は深くサンチャゴ港内に潜伏して徒らに終極の破滅を待てり、西班牙人は由來個人的勇氣に富めりと稱す、流石は往時雄武を以て全歐を壓したる大國民の兒孫なり、然りと雖も今米西兩軍の戦へる所を按ずるに、米軍は現時の新戦術を採取し戰略自ら巧妙を極めたるに係はらず、西軍は依然十六世紀の舊戦術を墨守し戰略亦拙劣を盡せり、文明世界に於ける戦争の勝敗は強がち個人の勇氣のみに關せずして、多くは出兵の難易と戰略及戦術の巧拙によりて決す、開戦の當時西國豈に其必勝を期せむや、而して戦はざる可らざりしは勢ひのみ、

西班牙國敗戦の近因は上述の如くなれども、其裏面には更に大なる原因ありしなり、米國は政体頗る鞏固にして社會毫も擾動の憂なく、富力日に増加して進運月にして、若大なり、是れ豈に大有爲の姿ある邦國にあらずや、之に反して西國は前世紀の初より愈々積衰の兆を現はし、フェルディナンド七世の死後、王位相續の争を生じて前後

數十回の戦亂を経、其極カロス黨の敗に歸して已めりと雖も、外にありては汝馬の叛民更に鎮撫に服せず、國力茲に渴盡して國体の安固得て望むべからざるものありき、且つ現時の國王アルフォンソ十三世幼冲なるが故に淑徳の聞なき太后イサベラ親ら庶政を攝す、加之近年に及びて比律賓島民亦叛し、老大國の運命是に至りて漸く危殆の域に陥り、國土分裂して社稷瓦解するは其期且夕に迫れり、若し夫れ財政紊亂して諸般の政務皆澁滞し、賄賂公行して文武百僚悉々く腐敗せる點より之を見るも、汝馬叛軍の征討に於てテネリフ侯即ちウエーラル將軍の如き豪壯なる軍人は斥けられ、カムボース將軍の如き佞巧なる「軍人政事家」が政府及王室の信頼する所となれる點より之を見るも、殖民地の守備更に修らず、馬尼刺灣の如き要港すら砲臺及他の防禦工事に關しては四百年前發見の當時に比して大差なかりし點より之を見るも、西班牙國が滅亡の時期に近づける一事は昭々として明かなり、之を要するに西國は國家の基脚より動搖し居れり、以て新興の大強國と戦ふ、其一敗復た起つ能はざるに至れるもの豈に怪むに足らむや、

千八百九十八年末巴里府に開ける米西平和會議の結果として、西班牙國の比律賓

島を割譲せむとすること明白なるに及び、同島人民の不逞一方ならず、翌春叛徒は断々乎として其獨立を宣言し、新たに米軍を敵手として頑抗力戦敢て毫も下らざるの色ありき、是れ我臺灣の土人中永く我に歸服せざりしものありしと同一軌なり、蓋し米國元老院に於て一時、比律賓島非領有説の盛なりしは正しく叛徒に氣焔を添へたるに相違なし、然りと雖も平和條約已に締結を了り、比島の授受は兩國主權間の合意によれるを以て、西國の臣民たりし島民は其主權の命する所に従つて米國の叛圖内に移入せざる可らず、假令島民は最初より西班牙國の主權に服従し居らざりしが故に、斯かる主權より生ずる命令を奉ずるの義務なきを主張すとするも、其西國臣民に非ずして獨立國民たるは世界萬國の未だ敢て認識せざりし所なり、是を以て平和條約締結後、叛徒猶ほ米國政府の統治に服せざるため、米國は之を目して自國臣民の叛亂となし、厭くまで其鎮壓を遂げむことを試みぬ、是れ固より至當の事たり、若し夫れ叛徒愈々猖獗にして、米國政府の方容易に之を平定し能はず、抗戰久しきに亘り勝敗更に決せざるがごときことありたらむには、反對の側面に立てる歐洲列強は必ず干涉の口實を捕捉し、早晚東亞を震蕩せむとする大争

亂は是時を以て起り來れるやをも料りかたし、而るに叛徒の勢力漸く挫折し、米國着々戡定の功を奏したるを以て、虎視眈々たる列強も到底之に干與する能はずして已めり、

米國已に比律賓島を平定す、同島將來の發達は期して待つべし、蓋し米國の資本主は先を争つて此處に投資し、殖産工業日ならずして大に振興すべければなり、而るに同島の我臺灣を距るや一葦帶水のみ、其發達如何は豈に彼我の貿易上に關係する所なしとせむや、我國は此點に着眼して我國が平和の時に獲取し得る莫大の利益を遺棄すべからず、

最後に日本國民の深く注意すべき一事は米國が比律賓島を領有し置きて、終には之を軍事上の根據地たらしめ、以て世界の列強と東亞の比武場に角逐せむとするの本心あること是れなり、西班牙の國力漸く凋衰し其主權殖民地の敬重を失ふに當りて、比律賓島に垂涎せるものは嘗て一二の邦國のみにあらず、而して米國は先鞭を打てり、以爲らく日本南進の勢を控製すべく露國呑噬の慾を逞しくせしめざるに足らむと、抑も日清戰爭の落着後我國は臺灣の割譲を受け、英露獨佛皆新た

に東亞の諸點を占領せり、而して又米國の比律賓島を奪取するに會す、以て世界大勢の移動する所を洞見すべきなり、自今以後列強が馳騁するの地は、バルカン半島にわらずナイル上流にわらず、眞に是れ東方亞細亞の局面たらむ、

附

比律賓群島小地誌

比律賓群島は亞細亞大陸の東南に基布する無數の島嶼中重要な地位を占む、其總數は現時猶ほ精確に知悉せられずと雖も、之を數ふるもの、説に依れば、少なきは六百となし多きは二千となす、二千となすは恐らくラドローンズ諸島、カロライン諸島、ベルー諸島を含みてのことなるべし、蓋し是等の島嶼は戰爭前皆な比律賓政廳の管轄内に屬せしを以てなり、其中一基の岩にして住居には餘り小なるものあり、最大なるは呂宋島にして群島の首府馬尼刺此に位置す、呂宋島は四萬一千平方哩許の面積を有せるが、之に次ぐものをミーンダーナース島となし面積三萬八千平方哩許なり、群島の總面積は從來綿密に實測せられたることなければ之を確知しがたしと雖も、十一萬四千三百五十六平方哩なりとの説は稍や借するに足れり、是れ取も直さずヌー、ヨーク州、ヌー、ジャルヂ州、ペンシルヴェーニア州、メリランド州の

面積合計と等しきものなり、

比律賓群島は日本の方よりジャバ島まで達する火山脈の道筋に當りて散在す、此火山脈が群島の成形と地理に大なる關係を有せるは、往時噴火の跡を遺せる山岳と現今猶ほ活勢ある噴火山との夥だしきに依りて證明し得む、群島は殆むと全体に亘りて山及び丘に富めりと雖も八十呎以上に達する高山は至りて少なし、群島の地底に破壊的勢力の潜在せるは上述の如くなるを以て、此地方にて地震に際會するは決して珍らしからざるのみならず震度毎に強烈を極む、西班牙人は群島占領後、震災、風難等の異變に備ふるため一種特別なる造家術を發明するに至れり、往昔の地震中最も強烈なりしは千八百八十年に起れるものなるが、是際多くの大建築は崩潰し中には馬尼刺市の舊教寺院もありて、該寺院は更に建立せられたれども、同時に一半丈崩潰せる一高塔の如きは今日に至るまで其儘にて存在し、人をして坐ろに當年の強震を想見せしむ、比律賓群島は太古南方濠洲に延長せる大陸土の一部分が残存せるものなりとの假説あり、強ち荒唐無稽を以て目すべからず、若し夫れ群島の地質に至りては近世と雖も殆むと人の知らざる所なり、蓋し群島は

道路に乏しき上に鐵道馬車等の如き旅行を便にする方法の至つて幼稚なるも、熱帶地特有の天産物が何れの場處にも非常に多く繁茂するとの故にて、尋常一般の探險家乃至測量者をして莫大の困難を感せしめ、地質の取調若くは學術の研究のために礦物を採集する者の如きは特に多大の障礙を蒙むるを以てなり、

比律賓群島は以上の缺點を有すると同時に他方に於ては天賦の大寶庫たるを忘るべからず、今其然る所以を詳述すべし、黄金は群島中到處に普ねく、土人は西班牙人來住前數世紀間に最も不完全の方法を用ゐて之を採取せる形跡を残す、彼等は河流中より細砂を集めて之を洗滌淘汰し以て砂金を取るなり、金礦の場合に於ては最初鐵槌にて碎ける所の礦石を臼にて搗き、其微塵に粉塵するを待ちて之を洗滌淘汰すること猶ほ砂金の場合の如くす、現今と雖も若し善良の方法を用うれば多量の黄金を採取し得ること必然なり、而るに西班牙人すら且つ舊來の不完全なる採取法を墨守し、更に近代の科學的方法を用うることなかりしは一奇と謂ふべし、西班牙人が依りて獲る所は決して大なるを得ずと雖もまた尋常勞働者の勞働に報ゆるに於て優に餘りあり、西班牙人がすべき此の如き事業に姑息なるは今

に始まれるにあらず、彼等は數世紀間合衆國カリフォルニア州を保有したるに係はらず、世界第一の大金礦を利用し得ざりし無慾なる人種にあらずや、若し今日に於て米人がカリフォルニア金山に施せる所の勤勉と熟練とを以て比律賓群島の金礦發掘に従事するものあらむには、彼處に於て收得せるより優ることも劣らざる大利を獲むこと疑がひなし、

群島は又良好の鐵山に富めるも、現今まで行なはれつゝありし所の採掘法にては他より輸入する方遙かに廉なり、故に製鐵事業は幾回となく實驗を経たるに係はらず、何れも皆な收支相償はずとして抛擲せらるゝに至れり、

他に數多の大銅礦ありて其中には土人が數世紀の間採掘し來りたるものあり、近時戰爭前に於て西班牙の一會社は其後を繼承したるも、採掘法の不可なる道路の不完全なるため廢鐵に歸せり、

又有望なる炭山多くして或は已に利用せられたるものもあり、採掘炭は最良ならざれども汽船用には適當なりといふ、若し實地に就きて審らかに探尋せば必らず日本炭と同質のものを發見し得べく、其採掘に改良器械を用うる時は確かに相當

の利潤あるべし、是等も亦た道路なき故にて多大の障礙を受く、若し此障礙を排除せむと欲せば大資本を卸さるべからず、されど現時までの有様にては到底島民に斯かる大事業を起すべき餘裕はあらざりしなり、

比律賓群島の礦物に富める以て觀るべきなり、而るに群島をして永久繁榮を維持せしむるに足れる大要因は、矢張りカリフォルニア州と同一般にして其植物的生産にあるべし、森林の暢茂は此要因の一部分たり、黒檀、杉、蘇木、鐵木及び棕櫚は頗ぶる多く繁生し、其上名稱すら世人に知られざる數百種の樹木ありて諸多の裝飾用に充つるを得べし、竹は多くの内生莖性 (Endogenous) 植物中にて特に人家に近き場處ならば何處にも茂生し、其質美麗なる上、種々の目的に使用し得べし、土人は之を用ゐて橋梁、家屋、水管、樂器、敷物より墻棚及び諸多の裝飾品を造り、根は勿論枝葉まで一として之を利用せざるなし、群島産の竹は種類殆むど無數にして、五十呎乃至八十呎の高さと八吋乃至九吋の直径を有するものより尋常の籐葛ほども大ならざるものに至る、アレカ種の棕櫚は同じく貴重なる植物中に數へられ、實を結ぶこと夥だしくして土人の嗜好する所なり、

比律賓群島は農作の點に於て玖馬島と大差なし、二島は俱に砂糖及び煙草を主産とす、但だ比律賓島には從來他處にて産出せざりし植物あり、有名なる馬尼刺へムプ是れなり、『へムプ』なる名稱は歐羅巴人の誤つて命名せる所にして、所謂馬尼刺へムプは植物學上毫もへムプ即ち大麻と相關するところなし、土人は之を『アバカ』(Abaca)と稱し、*Musa textilis* に屬する芭蕉類の植物なり、結ぶ所の實は甚だ小にして口に適せず、此植物は十二呎乃至十五呎の高さに達す、群島が此種の纖維的植物を獨占して商業上に大利益を博するは全たく其地味の膏腴なると氣候の植物性に適せるとの故なり、馬尼刺へムプの殊らに繁生するは群島中東部の火山地方に於てなり、早魃の外には何にても其生育を害すべきものなし、終歲落葉の期なく殆び毎月毎に根より發芽す、此植物を栽うるには別に開墾の手敷を要せず、唯だ用むむと欲する土地の雜木を燒拂ひ其跡に苗木を植付けて莖草を抜き取るのみ、斯くして三年内外の時日を経れば成長期に達して最良質の纖維を生ず、苗木を栽うるには株と株の間に充分の餘地を存せざるべからざるが故に、之を移植するには廣濶なる面積の土地を要す、群島は此植物纖維を海外に輸出すること毎年平均二百萬

捆にして、其中百分の四十は合衆國に需求せらるゝものなりといふ、這般の收穫量に輕視すべし、砂糖の種作は頗ぶる手廣く、其種類は西半球産の砂糖と異りて普通マレーシア及びポリネシアに産するものと同じ、然れども群島産出の砂糖は種作及び製造の不完全なる、改良機械を用ゐざるの故にて品質稍や不良なるの嫌あり、其産量に至りては最も多大にして國內消費に加ふるに年々二十五萬噸の輸出をなし得べし、若し機械熟練、資本等の力を其種作と製造に用うるに充分ならむには、産量を如何程にも増加し得るは必然なり、烟草は勿論群島主要の收穫品たり、馬尼刺葉巻が喜望峰以東にて貴重せらるゝは猶ほ玖馬葉巻が西洋人に嗜好せらるゝが如し、戰爭前馬尼刺市附近にて煙草の取入及び葉巻製造に従事せる勞働者の數は二萬餘なり、一個所の製造場にて九千の婦女を使役せるあり、千七百八十一年群島の總督ヴェルガスは煙草の製造業を政府の獨占に歸せしめたるより、爾後其有様にて繼續せるも、千八百八十二年に及びて政府は再び其營業を一般人民に許すこととなり、

群島の土人は米を以て常食となし其產出量は從つて莫大なり、米の種類は數多あれども二種に大別し得べく、一は陸稻にして廣く平均に播き三四ヶ月間に成熟するものなり、他は、水田米にして成熟期稍や遅し、水田米は霖雨の季節に入るを待ちて之を水利の好き低地の泥土中に播種し、六週間許り経たるのち早苗を田地に移植して絶えず灌溉を施すものなり、

其他佳良の珈琲を産すれども收穫量大なる能はず、西班牙人が最初墨西哥より移植せる「カ、オ」は大に地質に適せるを以て頗ふる好く成育す、また玉蜀黍、棉花、咖啡、肉桂、薑、及び胡椒を始めとして熱帶地特生の植物は多量に産し、品質何れも至良なり、

以上は比律賓群島の富源なり、以下に於ては其氣候、狀態、人種、商業、製造業、及び政治に就ての一斑を説かじ、

比律賓群島は北緯四度四十分より二十度までの間に散在し、全たく熱帶の區域内に屬すれども、其一端は殆む該帶の極北に達せむとする程なれば、群島全體の氣候は一樣ならずして外形及び高低の如何に依り大なる差異あり、氣候は概して熱

帶的なるに相違なきも、其割合には熱度甚はだ高からざるなり、首府馬尼刺の存する呂宋島の西部に於ては、三月より六月までの間を以て暑氣最も酷烈なるの季節となす、就中最高の熱度に達するは通常五月にして霖雨期の始まる以前なり、寒暖計は該時物蔭に於てすら八十度乃至百度に昇る、千八百八十一年以後十七年間の統計表に依れば五月の平均温度は八十四度なりき、

群島終歳の氣候は熱蒸、冷乾の二季に別つを至當とす、冷乾季は十月より三月に亘り其間は大抵晴天にして大氣冷爽、天空清明なり、然れども北部諸島の位置は旋風の衝路に當れるを以て往々非常の殄害に遭遇することあり、旋風は定期に於て太平洋上に起り、南東より北西に向つて支那海を掃蕩し去る、五月乃至十一月は旋風期にして其何時起るやを測り難しと雖も、特に疑慮あるを七、八、九の三ヶ月間なりとす、旋風期の初に當りて最も大に被害するは北部の地なるが、時期稍や進むに従がひ通路漸やく南方に移る、されば馬尼刺にて最も危険を感ずるは十月下旬乃至十一月初旬なりとす、此種の暴風は決して北緯九度以南を過ぎざるが故に其部分の島は何れも皆な被害を免かるゝなり、旋風は時として長き直徑即ち廣き幅を

有して徐むるに吹くことあれども、其狭き幅を有するものに至りては旋轉的並びに前進的運動迅速を極め、風力も亦た頗ふる勁烈なり、旋風に次ぐには必らず益を覆へずが如き大雨を以てし、諸種の收穫は言ふまでもなく、海濱の財物より船荷に至るまで莫大の損害を蒙むること往々にして之れあり、

群島の氣候は熱帶的なりと雖も直接に人の健康を害することなし、若し此地方の生活に熟れざる外國人にして普通衛生上の注意を取り、殊さら清潔なる食品を適量に用うれば、此に住居して其健康を保持し能はざる理由なきなり、瘧病、癩病、ペリペリ病は土人の中にも貧民の間に流行し、黄熱は絶無なれども、腦膜炎は往々之を看る、白哲人種の居住者は土人の患ふ他種の疾病に罹ること甚はだ稀れなり、是れ畢竟常食の比較的佳良なるに住家の割合に好適なるを以てなり、

馬尼刺灣は周圍百二十哩許にして世界の港灣中、絶良絶美なるもの、一に居る、パシーグ河は東側に於て灣内に注ぎ、河口に馬尼刺市あり、此市の前面に當りて何れの時にも無数の船舶は輻湊するなり、若し夫れ暴風期に際すれば灣内と雖も決して難なきを得ず、馬尼刺より南西八哩の直距離を有するカーヴイター灣は斯かる

場合に於て船舶の好避難所となるなり、西班牙人は戦時までカトヴィターに於て一の海軍設備を有し、且つ同處には海底鐵道の敷設ありて二千噸の大船を海中より運び揚ぐるを得べく、また小船を容るゝに足れる船渠ありき、船舶の修繕器械及び他種の必要品を獨々商舖あり、兵器庫あり、病院あるなり、原來比賓群島には幾多の小ならざる都會と無數の村落あれども、西班牙國殖民政廳の取れるが如き中央集權制及び不法禁壓策は獨り馬尼刺市をして該島唯一の大都會たらしむる結果を生ぜり、パシーグ河と河口の『灣湖』が内地との交通上に大なる便利を與ふるは、歐羅巴人をして最初渡來の際、住居を此處にトせしめたる所以なり、土人は之をマニラ(Maynila)と呼び、近時に於ても其防備は頗ふる不完全なりき、

此都會は現今パシーグ河の兩岸に跨がりて存在し、其全部を馬尼刺市と總稱すれども、西班牙國王比律布三世がマニラ即ち『頗ふる貴き市』との意義ある名稱を附せるは河の左岸即ち南側に於て壘壁を回らせる舊き市街にのみなりき、河の反對なる側面に、別の市街ありてピノンドーと呼ぶ、此部分は其後ち舊市が最早發達せざる有様に立至るに及びて獨り大に膨脹し、今日にては實業、商務の中心點と

なり、富力の點より考がふれば是れ却つて首都たるの觀あり、之に反して舊市の方は過去二百年の間、些少の變化若くは改良を経ざる一種古風の摸型的都會なるが、總督、大僧正、文武官、教會役員、及び他の屬僚の如きは孰れも居所を此處に定め、別に税關及び兵營あり、バーシーグ河に架せる數多の橋梁は此部分とピノンドーとの連絡を掌どり、人若し一方より他方に通行するときは宛然として十六世紀より十八九世紀に一足飛するの想ひあり、肩摩殺撃、群衆を以て埋むる所の街道と、兩側の賑々しき店舗及び事務所と、爛々たる電氣燈及び轟々たる鐵道馬車の如きは、一として久しく此市を抑壓し其發達を阻礙せる守舊主義に對して、進歩の精神が開戦を宣告せるの証表たらざるなし、米西戦争の際に於ける馬尼刺市全体と其界限の人口總數は二十五萬乃至三十萬たりしなり、

西班牙政府の手に成れる統計表の信を措きがたきは一般に知られたる所なれば、右に本つきて全群島の人口を精確に知了するは難しと雖も、大約八百萬許と信ずるを得べく、其大部は馬來人種の血統を承くるものなり、ミーンダーナオ並びに南部諸島には純粹なる馬來人種の住居するありて悉く回々教徒たり、西班牙人は

之を呼びてモロス即ちムール人となす、群島の内部には又西班牙人がネグロトスと稱する異種族の遺族ありて生存し、軀幹矮少、膚色黎黑にして其頭髮は羊毛の如くに縮めり、加之ならず多山地方に於ては他の半蠻族棲息して從來毫も西國政府の化に服せず、

比律賓群島が最初西班牙の統轄を受けし頃、双方の交通頗ふる疎遠なりしかば、土人は幸はひに暴戾恠恣なる冒險者の殺滅を免かれ、敢て其征服を受けし亞米利加洲各地土人の如き苦境に擠せらるゝことなかりしが故に、其人口は爾後愈よ増加し居れり、

比律賓群島の土人たる馬來人種は容貌醜惡ならざるのみならず、諸多の點に於て尋常の亞細亞人種に優れり、彼等は性質直實にして能く秩序を守り、人に接しては言辭恭謙、禮意懇懃なり、然れども非常に迷信的なれば、基督教傳道師等も知らず識らず之に同化して或は妄誕の説をなすことあり、土人は快晴なる氣候の下にて豊肥無類の土地に住み、其缺乏は容易に充たされ、一點生活上の難澁を感ずることなれば、悠々逸樂自づから其性を成し、敢て熱心に勞働することなく、忽ち仕事を

中止して娛樂遊戲に赴むくの癖あり、其無氣力なるは熱帶地人民の通有性に依れるなり、彼等は遊惰に於ては更に振目なくして音樂、舞踏賭博を好み、特に雄鷄を闘はして之を觀るを喜ぶ、土人中には貧窮なるために雄鷄を所有せざるが如き者あり、又闘鷄の勝負のために盡底最後の錢を賭することに躊躇するほどの者もなし、されば何れの巷若くは村に於ても必らず闘鷄場の設けありて、隣近の流通貨は悉く此場處に吸收せらるゝものなり、

『メスチゾ』即ち雜種は群島住民中最も多數有力たり、商業家及び土地所有者は大抵西班牙人を父とし土人を母とせる雜種若くは此雜種の子孫なり、雜種にして僧侶或は政廳の屬僚となれるもの甚は多し、他に支那人及び土人の間に生れたる雜種少なからざれども、支那婦人の此島に渡來するは稀有なれば、彼等は主もに支那人たる男子と土人たる婦女との子にして其相貌は通常父親に酷似す、支那人は此雜種と蒙古人の間に區別を立つることなし、

比律賓群島に住居する支那人は島民中にて重きを有する種族なり、彼等は勤勉にして經濟に長じ、何れの市又町に於ても小賣商、銀行家等は概して支那人なり、故に

支那人にして大財産家たる者は決して珍しとせざる所なり、島民は往昔より支那人と通商貿易を開き、支那人は日本及び支那の物品を該島に齎らして之を鬻げり、方遙かに便なりと考ふるに至れり、是に於て支那人の商業的殖民地は島内に永住するし、往々西班牙政府のため暴横たる迫害を受け過重の税金を取立てられたるに係はらず、遂に群島商業の大搖籃とはなれり、

西班牙本國より渡航せる軍人を除けば、當今此島に永住若くは假住する純粹の西班牙人は恐らく二萬以上に達せざるべし、他種の歐羅巴人にして來住する者は甚は少なく、其來住する者も多くは馬尼刺にありて外國の商業的施設と氣脈を通じ、敢て單獨に業務を開くものなし、

西班牙國が比律賓群島を領有したる後に取れる所の對外商業は、嘗つて亞米利加の各殖民地に施せるものと同一の方法にて、本國臣民のため該島貿易上の獨占權を確保するにありき、政府は在來單だ一艘の船をして毎年一回宛墨西哥國と群島の間を往復することを得せしめたるのみにて、此の如き獨占權を有して自己の船

比律賓群島小地誌

に貿易品を積載せる冒險者は莫大の利潤を得たるが故に、此權を得むと欲する者は卑劣なる贈賄手段を用ゐたり、斯くして千七百八十四年「比律賓商會」(Compania de Philipinas)と稱する一の會社組織は西班牙に於て認許せられぬ、此商會は群島と西班牙間に直接の通商を開始して群島墨西哥間の貿易を全滅せしめたれども、整理宜しきを得ざりしたためか創立後五十年を経て解散し了れり、

中項西班牙政府の排外主義漸やく弛み、千七百八十九年馬尼刺灣に外國汽船の出入するを差許すことゝなれり、千八百〇九年英吉利人が馬尼刺にて創設せし一の商會は商務取扱の允許を得たり、英吉利人は實に群島に於て第一に該種の允許を得たる外國人なりき、千八百十四年に及びて政府は一般外國人にも起業の允許を與ふることゝせり、千八百三十四年「比律賓商會」の解散したる頃より交通次第に自由となり、外國の資本は頻りに島内に流入し、商務取扱法は一般に改良せられ、依りて大に富資を増加し貿易を發達せしめたること多大なりき、

群島は内地の商業にも又物産の輸出にも二つながら、運搬上の便利を欠けり、特に霖雨期には非常の困難を感ずるものとす、呂宋島の内部を旅行する者は孰れも皆

な旅宿なきに苦しまむ、然れども各々の村落には頗ふる粗造の公共的建家ありて、一定の宿料を拂へは不充分ながらも寢食を得るには支障なかるべく、若し僧侶か比丘尼ならむには尋常人より稍や優待を受くるを得む、鐵道は馬尼刺よりダクビンまで百二十三哩の間に敷設しありて、首府とパンガシナンの米産地を連絡せしめ、此部分にては多少運搬上の進歩を看たり、該鐵道は敷設完全なる單線軌道にして其收益も大なれば、平和克復後の現今必らず線路延長の舉あるに至るべし、

群島が多量の植物纖維を産出するは前段に述べたる如くにして、纖維質の織物を製造する業は随つて大に發達したれども、惜むらくは規模宏大ならず、一地方の如き各戸皆な織物機械を備ふと雖も、該機械は竹を以て構造せる極めて單純なる物にて、島民は但だ斯の如きものに満足し、毫も近代の完全なる改良機械を使用する念慮なし、群島産出の織物は主も木棉、帆布、布圍及び其表掛なり、中に就きて稍や粗製なるものは「サコ、バーム」と「マニラ、ヘムブ」などの葉より取れる纖維にて之を織る、最も美麗なるは「ピナ」と稱する織物にして鳳梨の葉の纖維より成る、島民の機械術は其機械の單純なるに比して眞に緻巧を極め、品物に依りては一日間に僅々

二三吋を織出すに過ぎざるものあり、或は支那より輸入せる絹糸に鳳梨の葉の織緯を羅織することあり、兎にかく素地の「ピナ」は最も多く貴重せらる、各地の製造者は此織物を馬尼刺市に輸送し、市外近村の婦女は之に縫箔するを業とす、斯くして出来上りたる品物の中には鮮麗優美人目を驚ろかすものあり、以て高價に鬻ぐべし、馬尼刺附近の村落と其他の諸點にては婦女の業として彼の顯著なるバナマール帽子に類似せる品物を製造し、また葉巻煙草の箱及び他の小器具を造るか如きは婦女の最も趣味に長じ且つ熟練せる所なり、莖類の製造亦た盛大なり、土人は莖を敷きて其上に睡眠するが故に此品物の需要は殆むど已む時なし、莖に數種ありて中には美麗なる彩色をなし、或は金銀絲を以て裝飾せるものあり、

比律賓政廳は從來西班牙國にありて同國殖民大臣之を總裁し、他に翼贊の任に當れる島務評議會ありて自づから樞密院の用を爲せり、若し夫れ行政權に至りては馬尼刺總督全たく之を掌握せるなり、西班牙政府の任免し得し官職中最も重要にして且つ私利を營なむに都合好かりしものを第一に政馬總督、第二に馬尼刺總督となす、馬尼刺總督の管轄權はラドローンズ諸島、カロライン諸島、ペルー諸島に及

べり、總督の外に副總督ありて總督の死去せる際に其職を繼ぐものたりき、馬尼刺議會は島内の庶政に參與し、大僧正の勢力は政治の上にも及べり、

右は開戦當時に於ける比律賓群島地誌の梗概なり、世には更に秀美にして更に豊富なる土地あるなく、商業を營なむ點に於て更に有望なる場處あるなけむ、米國之を領有するの今日、若し之に善良の政治と教育を施して其進運を促がざば、群島人民の進歩頗る著大なるに至るは又た一點の疑を容れず、

明治三十六年五月三十日印刷
明治三十六年六月廿五日發行

明治三十六年五月三十日印刷
明治三十六年六月廿五日發行

(米西戰爭與附)
定價金五拾錢

著者 森山信規
東京市芝區神明町二十五番地

發行者 小林又七
京橋區五郎兵衛町二十一番地
(電話本局三千二十番)

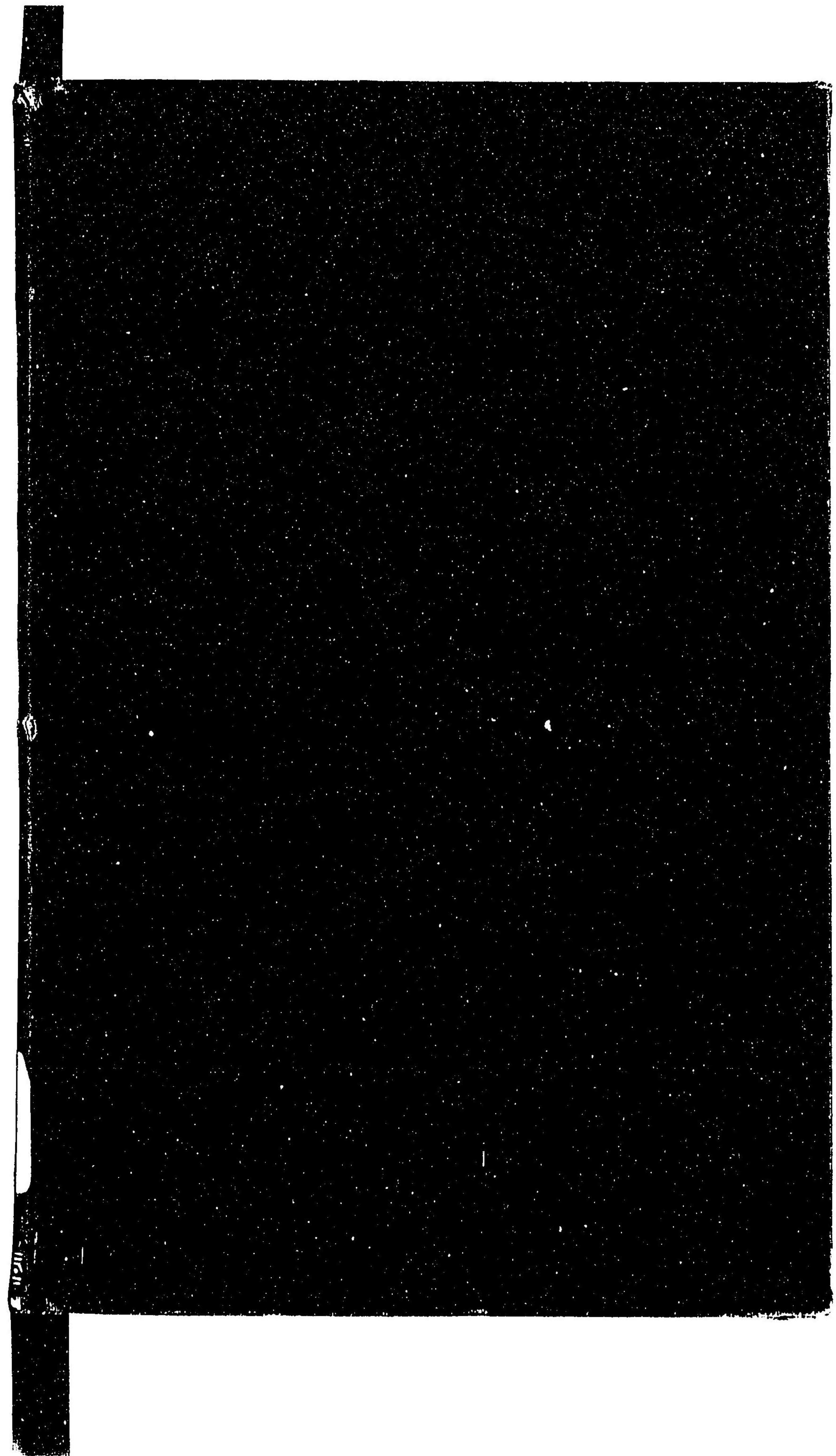
印刷所 小林又七工場
麴町區永田町陸軍省構内
(電話新橋九四一番)

發賣所 小林又七支店
麴町區筆町二十一番地
(電話番町百九十一番)

全 小林又七出張店
仙臺市南光院町四番地



74
320



320

003787-000-3

74-320

米西戦争

森山 信規/著

M36

ACD-0525



